

官報

号外 昭和三十六年四月十八日

第三十八回 衆議院會議録 第三十号

昭和三十六年四月十八日(火曜日)

議事日程 第二十三号

昭和三十六年四月十八日

午後一時開議

第一 日本国とパキスタンとの間の友好通商条約の締結について承認を求めるの件

第二 一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

第三 国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

第四 市町村立学校職員給与負担法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○本日の会議に付した案件

日程第一 日本国とパキスタンとの間の友好通商条約の締結について承認を求めるの件

日程第二 一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第三 国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第四 市町村立学校職員給与負担法の一部を改正する法律案(内閣提出)

鉱工業技術研究組合法案(内閣提出)

午後一時八分開議

○議長(清瀬一郎君) これより会議を開きます。

○議長(清瀬一郎君) 御報告いたすことがございます。

元本院副議長正木清君は、去る四月十二日逝去されました。まことに哀悼痛惜の至りにたえません。

つきましては、去る十五日、先例により弔詞を贈呈いたしました。ここに、これを朗読いたします。

〔議員起立〕

衆議院は多年重政のため尽力しかつて運輸交通委員長の任につきまされ、きき本院副議長の重職にあたられた従三位勲一等正木清君の長逝を哀悼しつつ弔詞をささげます

日程第一 日本国とパキスタンとの間の友好通商条約の締結について承認を求めるの件

○議長(清瀬一郎君) 日程第一、日本国とパキスタンとの間の友好通商条約

の締結について承認を求めるの件を議題といたします。

日本国とパキスタンとの間の友好通商条約の締結について承認を求めるの件

右 国会に提出する。

昭和三十六年二月十四日

内閣総理大臣 池田 勇人

日本国とパキスタンとの間の友好通商条約の締結について承認を求めるの件

日本国とパキスタンとの間の友好通商条約の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

理由

政府は、パキスタンとの間の通商関係を促進するため、昭和三十五年十二月十八日に東京で、日本国とパキスタンとの間の友好通商条約に署名し、同時にその不可分の一部をなす議定書に署名した。よつて、この条約を締結することとした。これが、この案件を提出する理由である。

日本国とパキスタンとの間の友好通商条約

日本国及びパキスタンは、両国間に伝統的に存在する平和及び友好の関係を強化し、両国の国民の貿易上及び通商上の関係を促進し、並びに相互に有益な投資及びその他の

形態の経済的協力を助長することを希望して、無条件に与えられる最恵国待遇の原則を一般的に基礎とする友好通商条約を締結することに決定し、そのための全権を有する、日本国内閣総理大臣池田勇人及び日本国外務大臣小坂善太郎とパキスタン大統領元帥モハメッド・アユブ・カーンは、それぞれ日本国及びパキスタンのために、次の諸条を協定した。

第一条

いずれの一方の締約国の国民も、他方の締約国の領域に当該他方の締約国の法令に従つて入ることを許され、かつ、当該他方の締約国の領域への入国並びに同領域内における滞在、旅行及び居住に関するすべての事項について、最恵国待遇を与えられる。

第二条

1 いずれの一方の締約国の国民も、他方の締約国の領域内において、(a)良心の自由を享有し、(b)公私の宗教上の儀式を行ない、(c)国外の公衆に周知させるため資料を収集し、及び送付し、並びに(d)当該領域の内外にある他の者と郵便、電信その他一般に公衆の用に供される手段によつて通信することを許される。

2 この条の規定は、公の秩序を維持し、及び公衆の道徳又は安全を保護するため必要な措置を執る締約国の権利の行使を妨げるものではない。

第三条

1 いずれの一方の締約国の国民も、他方の締約国の領域内において、いかなる種類の不法な迫害も受けることはなく、かつ、いかなる場合にも国際法の要求する保護及び保障よりも少なくない不測の保護及び保障を受けるものとす。

2 いずれか一方の締約国の領域内で他方の締約国の国民が抑留された場合には、もよりの地にあるその者の本国の領事官は、その者の要求に基づき、直ちにその旨を通告され、かつ、その者を訪問し、及びその者と通信することが許される。その者は、(a)相当なかつ人道的な待遇を受け、(b)自己に対する被疑事実を正式にかつ直ちに告げられ、(c)自己の弁護のための適当な準備に支障がない限りすみやかに裁判に付され、及び(d)自己の弁護に当然必要なすべての手段(自己が選任する資格のある弁護人の役務を含む)を与えられる。

3 (a) いずれの一方の締約国の国民も、他方の締約国の領域内において、すべての強制軍事服役及びその代りに課されるすべての課徴金を免除される。

(b) いずれの一方の締約国の国民及び会社も、他方の締約国の領域内において、すべての強制公債、軍事取立金、軍用徴発又は強制宿営に關して、最惠国待遇を与えられる。

第四条

1 いずれの一方の締約国の国民及び会社の財産も、他方の締約国の領域内において、不測の保護及び保障を受けるものとす。

2 いずれの一方の締約国の国民及び会社も、その住居、事務所、倉庫、工場その他の建造物で他方の締約国の領域内にあるものについては、不法な侵入及び妨害を受けないものとす。当該建造物及びその中にある物件について必要がある場合に行なう当局の搜索及び検査は、占有者の便宜及び業務の遂行に周到な考慮を払い、法令に従つてのみ行なうものとす。

3 いずれの一方の締約国も、他方の締約国の国民又は会社がその設立した企業、その資本又はその提供した技能、技芸若しくは技術に關し適法に取得した権利又は利益で当該一方の締約国の領域内にあるものを害するおそれがある不当な又は差別的な措置を執つてはならない。

4 いずれの一方の締約国の国民及び会社の財産も、他方の締約国の領域内において、公共のためにする場合を除くほか、収用し、又は使用してはならず、また、正当な補償を迅速に行なわないで収用し、又は使用してはならない。その補償は、実際に換価することができぬもので行なわなければならない。また、収用し、又は使用した財産に十分相当する価額のものでなければならぬ。

第五条

1 いずれの一方の締約国の国民及び会社も、他方の締約国の領域内において、税金の賦課、裁判所の裁判を受け、及び行政機関に対して申立てをする権利、財産権、法人への参加並びに一般にあらゆる種類の事業活動及び職業活動の遂行に關するすべての事項について、最惠国待遇を与えられる。

2 いずれの一方の締約国の国民及び会社も、他方の締約国の領域内において、特許権の取得及び保有並びに商標、營業用の名称及び營業用の標章に關する権利並びにすべての種類の工業所有権に關して、内国民待遇を与えられる。

3 1の規定にかかわらず、各締約国は、相互主義に基づき、又は二重課税の回避若しくは脱税の防止のための協定により、租税に關する特別の利益を与える権利を留保する。

第六条

一方の締約国の国民又は会社と他方の締約国の国民又は会社との間に締結された仲裁による紛争の解決を規定する契約は、いずれの一方の締約国の領域内においても、仲裁手続のために指定された地がその領域外にあるという理由又は仲裁人のうちの一人若しくは二人以上がその締約

国の国籍を有しないという理由だけでは、執行することができないものと認めてはならない。その契約に従つて正当にされた判断で、判断がされた地の法令に基づいて確定しており、かつ、執行することができぬものは、いずれの一方の締約国の領域内においても、その判断がされた地がその領域外にあるという理由又は仲裁人のうちの一人若しくは二人以上がその締約国の国籍を有しないという理由だけでは、無効と認め、又は執行のための有効な手段を拒否してはならない。

第七条

すべての種類の関税及び課徴金で、輸入若しくは輸出について若しくはそれらに關連して課され、又は輸入品若しくは輸出品のための支払手段の國際的移転について課されるものに關し、それらの関税及び課徴金の賦課の方法に關し、輸入及び輸出に關連する規則及び手続に關し、輸出貨物に対する内国税の適用に關し、輸入貨物について又はこれに關連して課されるすべての内国税その他すべての種類の内国税課徴金に關し、並びに輸入貨物の国内における販売、販売のための提供、購入、分配又は使用に影響を及ぼすすべての法令及び要件に關し、いずれか一方の締約国がいずれかの第三国を原産地とする産品又はいずれかの第三国に仕向けられる産品に対して与えているか、又は将来与えるすべての利益、特典、特權又は免除は、他方の締約国の領域を原産地とする同様の産品又は他方の締約国の領域に仕向

けられる同様の産品に対し、即時に、かつ、無条件に与えられるものとする。

第八条

1 いずれの一方の締約国の国民及び会社も、両締約国の領域の間に於ける支払、送金及び資金又は金銭証券の移転に關して、並びに他方の締約国の領域と第三国の領域との間における支払、送金及び資金又は金銭証券の移転に關して、最惠国待遇を与えられる。

2 1の規定は、いずれか一方の締約国が、國際通貨基金協定の締約国として有するか又は有することがある権利及び義務に合致するような為替制限を課することを妨げるものではない。

3 いずれの一方の締約国も、他方の締約国のすべての産品の輸入に對し、又は当該他方の締約国の領域に仕向けられるすべての産品の輸出に對し、なんらの制限又は禁止をも課してはならない。ただし、すべての第三国の同様の産品の輸入又はすべての第三国への同様の産品の輸出が同様に制限され、又は禁止されている場合は、この限りでない。

4 3の規定にかかわらず、いずれの一方の締約国も、貨物の輸入及び輸出について、当該一方の締約国が、2の規定に基づいて当該時に課することができぬ為替制限と同等の効果を有する制限又は統制をすることができぬ。

第九條

両締約国は、両国間の貿易を發展させ、及び經濟關係を強化すること並びに、特にそれぞれの領域内における經濟的發展及び生活水準の向上に資するため、科学及び技術に関する知識の交換及び利用を促進することを目的として、相互の利益のため、協力することを約束する。

第十條

1 各締約国は、(a)その政府が所有し、又は支配する企業及びその領域内で排他的の又は特別の特権を与えられた独占企業又は機關が、他方の締約国の通商に影響を与え、輸入又は輸出を伴う購入又は販売を商業的考慮(価格、品質、入手可能性、市場性、運送その他購入又は販売の条件等)に関する考慮をいふ)によつてのみ行なうべきこと並びに(b)他方の締約国の国民、会社及び通商が、前記の購入又は販売に参加するために競争する適當な機會を通常の商慣行に従つて与えられるべきことを約束する。

2 各締約国は、他方の締約国の国民、会社及び通商に対し、(a)政府による需品の購入、(b)特權の賦予その他政府による契約及び(c)政府又は排他的の若しくは特別の特權を与えられた独占企業若しくは機關が行なう役務の販売に關しては、第三国の国民、会社及び通商に与える待遇と比べて公正なかつ衡平な待遇を与えなければならない。

第十一條

1 この条約のいかなる規定も、いづれか一方の締約国が關稅及び貿易に關する一般協定若しくは國際通貨基金協定又はそれらを修正し若しくは補足する多數国間の協定の締約国として有するか、又は有することがある權利及び義務については、兩締約国が當該協定の締約国である限り、影響を及ぼすものではない。

2 この条約は、次の措置を執ることを妨げるものではない。

- (a) 金又は銀の輸入又は輸出を規制する措置
- (b) 核分裂性物質、核分裂性物質の利用若しくは加工による放射性副産物又は核分裂性物質の原料となる物質に關する措置
- (c) 武器、彈藥及び軍需品の生産若しくは取引又は軍事施設に供給するため直接若しくは間接に行なわれるその他の物資の取引を規制する措置
- (d) 國際の平和及び安全の維持若しくは回復に關する自国の義務を履行し、又は自国の重大な安全上の利益を保護するため必要な措置
- (e) 美術的、歴史的又は考古学的価値のある国宝の保護のために執られる措置
- (f) 公衆衛生の保護並びに病氣、害虫及び寄生物に対する動植物の保護に關する措置
- (g) 第三国の国民がその所有又は管理について直接又は間接に支配的

配的利益を有する会社に対してこの条約に定める利益(法律上の地位を認めること及び裁判所の裁判を受ける權利を除く)を拒否する措置

3 第七條及び第八條の規定は、いづれか一方の締約国が与える次の利益には適用しない。

- (a) 内國漁業の產品に与える利益
- (b) 國境貿易を容易にするため隣接國に与える利益
- (c) 當該一方の締約国が加盟國となる關稅同盟又は構成地域となる自由貿易地域の存在に基づいて与える利益。ただし、當該一方の締約国が、自國の計画を他方の締約国に通報し、かつ、協議のための適當な機會を當該他方の締約国に与える場合に限る。

第十二條

1 「内國民待遇」とは、一締約国の領域内で与えられる待遇で、當該締約国のそれぞれ國民、会社、產品その他の對象が同様の場合にその領域内で与えられる待遇よりも不利でないものをいふ。

2 「最惠國待遇」とは、一締約国の領域内で与えられる待遇で、第三國のそれぞれ國民、会社、產品その他の對象が同様の場合にその領域内で与えられる待遇よりも不利でないものをいふ。

3 この条約において「為替制限」とは、いづれか一方の締約国が課するすべての制限、規制、課徴金、租稅その他の要件で、兩締約国の

領域の間における支払、送金又は資金若しくは金銭証券の移転について負担又は妨害となるものをいふ。

4 この条約において「会社」とは、關係法令に基づいて設立された商業、工業、金融業その他營利を目的とする事業活動に従事する社團法人、組合、会社その他の団体をいふ。

第十三條

1 各締約国は、他方の締約国がこの条約の実施に關する事項について行なう申入れに対しては、好意的考慮を払い、かつ、その申入れに關する協議のため適當な機會を与えなければならない。

2 この条約の解釈又は適用に關する兩締約国間の紛争で外交交渉により満足に調整されないものは、兩締約国が他のなんらかの平和的手段による解決について合意しなかつたときは、國際司法裁判所に付託するものとする。

第十四條

1 この条約は、批准されなければならぬ。批准書は、できる限りすみやかにラッセルペンデで交換されるものとする。

2 この条約は、批准書の交換の日以後一箇月で効力を生ずる。この条約は、五年間効力を有し、その後は、この条約に定めるところにより終了するまで効力を存続する。

3 いずれの一方の締約国も、他方の締約国に対し一年前に文書による予告を与えることによつて、最初の五年の期間の終りに又はその

後いつでもこの条約を終了させることができる。

以上の証拠として、下名は、この条約に署名した。

千九百六十年十二月十八日に東京で、英語により本書二通を作成した。

日本國のために

池田 勇人
小坂善太郎

パキスタンのために

モハマッド・アユブ・カーン
議定書

日本國とパキスタンとの間の友好通商條約に署名するに當たつて、下名は、さらに、同條約の不可分の一部と認められる次の規定を協定した。

1 第一条の規定は、日本國に対し、パキスタンが英連邦諸國の市民に対して与えているか、又は將來与える權利及び特權の享受を要求する權利を与えるものと解してはならない。

2 第一条の規定に關し、いづれか一方の締約国の國民で特定の目的のため他方の締約国の領域に入ることを許されるものは、その入國許可の条件として法令により明示的に課される制限に反して營利的職業に従事する權利を有しない。

3 各締約国は、外國人がその締約国の領域内で營利を目的とする活動(事業活動)に従事する企業を設立

昭和三十六年四月十八日 衆議院會議録第三十号 日本国とパキスタンとの間の友好通商条約の締結について承認を求めるの件 一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律の一部を改正する法律案外一案 六〇〇

- し、又は当該企業における利益を取得することができる限度を定める権利を留保する。ただし、いかなる場合にも、最惠国待遇よりも不利でない待遇を与えることを条件とする。もつとも、いずれか一方の締約国がその領域内でそれらの活動を行なうことを外国の国民又は会社に許す限度について新たな行なり制限は、その実施の際その領域内でそれらの活動に従事している企業で他方の締約国の国民又は会社が所有し、又は支配しているものに對しては、適用しない。
- 4 第五条一の規定に關し、いずれの一方の締約国も、不動産に關する權利の享有についての待遇が相互主義に服すべきことを要求することができる。
- 5 この条約のいかなる規定も、著作權に關して、いかなる權利をも許し、又はいかなる義務をも課するものと解してはならない。
- 6 第四条四の規定は、いずれか一方の締約国の領域内で取用され、又は使用される財産で他方の締約国の国民及び会社が直接又は間接に利益を有するものについても適用する。
- 7 第八条の規定は、輸入及び輸出に關する差別を排除することを目的とするものであつて、國際收支上の理由に基づいて、ある通貨による取引に對し他の通貨による取引よりも有利な待遇を与える特別の取扱いを排除することを意図するものではない。
- 8 第七条及び第八条の規定は、パキスタンが英連邦諸国及び隣接国

に与えている特惠又は利益で、この条約の署名の日に存在するものについては、適用しない。

9 この条約のいかなる規定も、パキスタンに對し、日本国が(四)千九百五十一年九月八日にサン・フランシスコ市で署名された日本国との平和条約第二条の規定に基づいて日本国がすべての權利、権原及び請求權を放棄した地域を原籍とする者に對し、又は(五)同平和条約第三条に掲げるいづれかの地域に對する行政、立法及び司法に關し同条後段に掲げる事應が繼續する限り、同地域の原住民及び船舶並びに同地域との貿易に對して与えているか、又は將來与える權利及び特權の享受を要求する權利を与えるものと解してはならない。

以上の証拠として、下名は、この議定書に署名した。

千九百六十年十二月十八日に東京で、英語により本書二通を作成した。

日本国のために
池田 勇人
小坂善太郎
パキスタンのために
モハマッド・アヌーブ・カーン

○議長(清瀬一郎君) 委員長の報告を求めます。外務委員長堀内一雄君。

〔報告書は會議録追録に掲載〕

〔堀内一雄君登壇〕

○堀内一雄君 ただいま議題となりました、日本国とパキスタンとの間の友好通商条約の締結について承認を求めるの件につきまして、外務委員会における審議の経過並びに結果を報告申し上げます。

政府は、一昨年来、パキスタン国カラチにおいて、この条約を締結するたため交渉してまいりましたが、昨年十二月、同国アヌーブ・カーン大統領の来朝に際し懸案の解決を見るに至り、同月十八日、東京において、この条約及び議定書の署名調印を了しました。

この条約の内容は、両国間の平和及び友好關係の強化、貿易及び通商關係の促進並びに投資及び經濟協力の助長のため、無條件の最惠國待遇の原則を基礎として、入国、滞在、旅行、居住、身体及び財産の保護、事業活動及び職業活動、工業所有權、仲裁判斷、關稅、為替管理、輸出入制限、貿易經濟關係の強化、科學技術知識の交換及び利用の促進、國家貿易等、広範な事項についての待遇を定めております。

日パ兩國の間には、現在、ガット、すなわち、關稅及び貿易に關する一般協定が適用されておりますが、この条約の締結によりまして、兩國間の通商、經濟關係は一そう安定した基礎の上に置かれることになるものと期待されます。

本件は、二月十四日外務委員会に付託されましたので、會議を開き、政府の提案理由の説明を聞き、質疑を行ないました。その詳細は會議録により御了承を願います。

かくて、四月十四日、討論を省略し採決の結果、本件は全会一致をもって承認すべきものと議決いたしました。

有、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(清瀬一郎君) 採決いたしました。本件は委員長報告の通り承認するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(清瀬一郎君) 起立多数。よつて、本件は委員長報告の通り承認するに決しました。

日程第二 一般職の職員の給与に關する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第三 國家公務員に對する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に關する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(清瀬一郎君) 日程第二、一般職の職員の給与に關する法律の一部を改正する法律の一部を改正する法律案、日程第三、國家公務員に對する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に

關する法律の一部を改正する法律案、右兩案を一括して議題といたします。

一般職の職員の給与に關する法律の一部を改正する法律の一部を改正する法律案

右 国会に提出する。

昭和三十六年二月二十五日
内閣總理大臣 池田 勇人

一般職の職員の給与に關する法律の一部を改正する法律の一部を改正する法律案

一般職の職員の給与に關する法律の一部を改正する法律(昭和三十三年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

附則第十六項に次のただし書を加える。

ただし、昭和三十六年四月一日においてその区域(昭和二十七年十月二日以後昭和三十六年四月一日までの間になされた地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七条に規定する境界変更により編入された地域(以下「編入地域」という)を除く。以下本項において同じ。)に支給地域とされていなかつた地域を含みます。かつ、支給地域の区分(以下本項において「地域区分」という)を異にする地域を含んでいる市町村の当該区域のうち

ち昭和三十六年四月一日における地域区分の最も低い地域に在勤する職員及び同日においてその区域に支給地域とされていなかった地域と支給地域とされていた地域とを合せている市町村(支給地域とされていた地域の地域区分が一級地のみである市町村を除く)の当該区域のうち同日における支給地域とされていなかった地域又は地域区分が一級地である地域に在勤する職員には、当該地域の地域区分(当該地域が支給地域とされていなかった地域である場合は、一級地)より一段階高い地域区分の地域に在勤するものとみなし、当該地域の地域区分に応じ、当分の間、月額の暫定手当を、人事院規則の定めるところにより支給する。

附則第四十三項を附則第四十五項とし、附則第二十五項から附則第四十二項までを二項ずつ繰り下げ、附則第二十四項の次に次の二項を加える。

25 編入地域に所在する官署に勤務する職員に支給される暫定手当に係る支給地域の区分については、昭和三十六年四月一日においてその区域に編入地域が含まれている市町村の当該編入地域に近接する地域の支給地域の区分等を勘案

し、人事院規則の定めるところにより特例を設けることができる。
26 職員が昭和三十六年四月一日以降に在勤する地域を異にして異動した場合(職員の在勤する官署の所在地が異動した場合を含む。以下同じ)において、当該異動の直後に支給されるべき暫定手当の月額(俸給の月額に異動があつた場合においては、当該異動があつたもののとした場合における暫定手当の月額)が当該異動の直前に支給されていた暫定手当の月額に達しないこととなるとき又は暫定手当が支給されないこととなるときは、当該職員には、附則第十六項の規定にかかわらず、当該異動の日から六月間、当該異動の直前に在勤していた地域に在勤するものとして同項から前項までの規定を適用した場合に支給されることとなる暫定手当を支給する。ただし、当該職員が当該異動の日から六月の期間内にさらに在勤する地域を異にして異動した場合における当該職員の暫定手当の支給については、人事院の定めるところによる。

附 則

1 この法律は、昭和三十六年四月一日から施行する。

2 一般職の職員の給与に関する法律

律(昭和二十五年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

第二条第六号中「附則第二十五項を附則第二十七項に改める。

理 由

人事院の国会及び内閣に対する昭和三十五年十二月二十七日付勧告に基づき、暫定手当に関し、同一市町村内における不均衡の調整措置を講ずるとともに、支給地域の区分を異にして異動した場合の特例措置を設ける必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に関する法律の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

昭和三十六年三月一日

内閣総理大臣 池田 勇人

国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に関する法律の一部を改正する法律

国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に関する法律(昭和二十四年法律第二百号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項の表世帯主たる職員の欄中「三トン」を「三・一トン」に改

め、同条第四項中「五千円」を「七千五百円(世帯主たる職員のうち内閣総理大臣の定める者に対しては、五千円)」に、「千七百円」を「二千五百円」に改める。

第三条第二項中「前項」を「第四項並びに前項」に改める。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

理 由

人事院の国会及び内閣に対する昭和三十五年十二月二十七日付勧告に基づいて薪炭手当の支給額の限度を改定するとともに、この際石炭手当についても一部その支給額の限度を改定する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○議長(清瀬一郎君) 委員長の報告を求めます。内閣委員長久野忠治君。

〔報告書は会議録に掲載〕

〔久野忠治君登壇〕

○久野忠治君 ただいま議題となりました二法案につきまして、内閣委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律の一部を改正する法律案は、昨年十二月二十七日付の人事院勧告通りに、暫定手当に関

する同一市町村内における不均衡の調整措置、並びに在勤地を異にして異動した場合の特例措置を講じようとするものであります。

本案は、二月二十五日本委員会に付託され、四月十四日質疑を終了いたしましたところ、草野委員より、「四月一日」の施行日を「公布の日」に改め、適用は本年四月一日とする等の修正案が提出され、趣旨説明がなされた後、討論の通告もなく、直ちに採決の結果、全会一致をもって本案は修正案の通り修正議決すべきものと決しました。

次に、国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に関する法律の一部を改正する法律案は、昨年十二月二十七日付人事院勧告通り、薪炭手当の支給額の限度の引き上げ等を行ないますとともに、あわせて、石炭手当につきましても、一部その支給額の限度の引き上げを行なおうとするものであります。

本案は、三月一日本委員会に付託され、四月十四日質疑を終了、討論の通告もなく、直ちに採決の結果、全会一致をもって本案は原案の通り可決すべきものと決しました。

なお、本案に対し、石山委員より三党共同の附帯決議案が提出され、これまた全会一致の議決を見たのであります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

昭和三十六年四月十八日 衆議院會議録第三十号 一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案 一 市町村立学校職員給与負担法 六〇二

〔参照〕

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律の一部を改正する法律案に対する修正案

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律の一部を改正する法律案の一部を修正する。

附則第一項を次のように改める。

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行し、昭和三十六年四月一日から適用する。

附則第二項に見出しとして「(一般職の職員の給与に関する法律の一部改正)」を附し、同項中「昭和二十五年法律第九十五号」を削り、附則第一項の次に次の一項を加える。

(給与の内払)

2 一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)及び改正前の一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律附則の規定に基づいて昭和三十六年四月一日からこの法律の施行の日の前日までの間に職員に支払われた給与は、一般職の職員の給与に関する法律及び改正後の一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律附則の規定による給与の内払とみなす。

○議長(清瀬一郎君) 両案を一括して採決いたします。

日程第二の委員長の報告は修正であります。日程第三の委員長の報告は可決であります。両案を委員長報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(清瀬一郎君) 起立多数。よって、両案とも委員長報告の通り決しました。

日程第四 市町村立学校職員給与負担法の一部を改正する法律案

(内閣提出)

○議長(清瀬一郎君) 日程第四、市町村立学校職員給与負担法の一部を改正する法律案を議題といたします。

市町村立学校職員給与負担法の一部を改正する法律案

右国会に提出する。

昭和三十六年三月二十四日

内閣総理大臣 池田 勇人

市町村立学校職員給与負担法の一部を改正する法律

市町村立学校職員給与負担法(昭和二十三年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

第一条中「死亡一時金を削る。第二条中「その他の給与」の下に、「初任給調整手当」を加える。

附則

この法律は、公布の日から施行し、昭和三十六年四月一日から適用する。

理由

都道府県が負担する市町村立学校職員の給与の種類に初任給調整手当を加えるとともに、所要の規定を整備する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○議長(清瀬一郎君) 委員長の報告を求めます。文教委員長濱野清吾君。

〔報告書は会議録追録に掲載〕

〔濱野清吾君登壇〕

○濱野清吾君 ただいま議題となりました、内閣提出にかかる、市町村立学校職員給与負担法の一部を改正する法律案につきまして、文教委員会における審議の経過及びその結果を御報告申し上げます。

本案は、一般職の職員の給与に関する法律その他の改正の結果、科学技術の専門的知識を必要とし、かつ、採用が困難と認められる職に新たに採用される者等に対し、初任給調整手当を支給することとなったに伴い、指定都市を除く市町村立高等学校の定時制課程の教員に対する初任給調整手当は、これを都道府県の負担とする旨を定めるとともに、本法第一条に規定されている死亡一時金の制度はすでに先般来改廃されているので、この際、これを削除し、条文の整理をしようとするものであります。

本案は、去る三月二十四日当委員会に付託され、同月二十九日文教大臣から提案理由の説明を聴取し、以来、慎重に審議されたのでございますが、特に、次の諸点、すなわち、その一、初任給調整手当を新設した理由及び本手当の支給範囲が工業教員に限られる結果、これによつて生ずる農水産等の職業教育関係教員との不均衡をいかにするか、また、近く創設が予定されている国立工業教員養成所の卒業生に対する待遇案との関係をいかにするか、その二、死亡一時金は、すでにここ数年來退職手当に含まれて支出されているのに、今回よりこれを削除する政府の措置は適切を欠いているうらみがなく、また、死亡一時金の制度にかわる地方公共団体の条例は整備されているかなどの点について、きわめて熱心に論議されたのであります。それらの詳細は会議録によつて御承知を願いたしと存じます。

かくて、四月十四日、本案に対する質疑を終了し、討論を省略、採決の結果、起立総員をもって本案は原案の通り可決されました。右、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(清瀬一郎君) 採決いたしました。本案の委員長報告は可決であります。本案を委員長報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(清瀬一郎君) 起立多数。よって、本案は委員長報告の通り可決いたしました。

鉦工業技術研究組合法案(内閣提出)

○田邊國男君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

すなわち、この際、内閣提出、鉦工業技術研究組合法案を議題となし、委員長報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○議長(清瀬一郎君) 田邊國男君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(清瀬一郎君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加せられました。

鉦工業技術研究組合法案を議題といたします。

鉱工業技術研究組合法案

右
国会に提出する。

昭和三十六年二月二十二日

内閣総理大臣 池田 勇人

鉱工業技術研究組合法

(目的)

第一条 この法律は、鉱工業の生産技術の向上を図るため、これに関する試験研究を協同して行なうために必要な組織について定めることを目的とする。

(人格)

第二条 鉱工業技術研究組合(以下「組合」という。)は、法人とする。

(原則)

第三条 組合は、次の要件を備えなければならない。

一 組合員が鉱工業の生産技術に関する試験研究(以下単に「試験研究」という。)を協同して行なうことを主たる目的とする。

二 組合員の議決権及び選挙権は、平等であること。

2 組合は、特定の組合員の利益のみを目的としてその事業を行なうてはならない。

(名称)

第四条 組合は、その名称中に技術研究組合という文字を用いなければならない。

2 組合でない者は、技術研究組合という名称を用いてはならない。

第五条 組合は、次の事業を行なうことができる。

一 組合員のために試験研究を実施し、及びその成果を管理すること。
二 組合員に対する技術指導を行なうこと。

三 試験研究のための施設を組合員に使用させること。

四 前各号の事業に附帯する事業

(組合員の資格)

第六条 組合の組合員たる資格を有する者は、その者の行なう事業に組合の行なう試験研究の成果を直接又は間接に利用する者であつて、定款で定めるものとする。

(発起人)

第七条 組合を設立するには、その組合員にならうとする三人以上の者が発起人となることを要する。

(設立の認可)

第八条 発起人は、創立総会の終了後遅滞なく、定款並びに試験研究の実施計画、成立の日の属する事業年度の事業計画及び収支予算、役員の名及び住所その他必要な事項を記載した書面を主務大臣に提出して、設立の認可を受けなければならない。

2 主務大臣は、前項の認可の申請があつた場合において、設立しようとする組合が次の各号に適合しているとき、認可をしなければならない。

一 第三条第一項各号の要件を備えていること。

二 設立手続並びに定款、試験研究の実施計画及び事業計画の内容が法令に違反しないこと。

三 その事業を行なうために必要な経理的基礎及び技術的能力を有すること。

四 その行なうとする試験研究が組合員が協同して行なうことによつて効率的に実施しうるものであること。

(定款)

第九条 組合の定款には、少なくとも次の事項を定めなければならない。

- 一 事業
- 二 名称
- 三 事務所の所在地
- 四 組合員たる資格に関する規定
- 五 組合員の加入及び脱退に関する規定
- 六 費用の賦課に関する規定
- 七 損失の処理に関する規定
- 八 組合員の権利義務に関する規定
- 九 事業の執行に関する規定
- 十 役員に関する規定

十一 会議に関する規定
十二 会計に関する規定
十三 残余財産の処分に関する規定

定

十四 公告の方法

2 組合の定款には、前項の事項のほか、組合の存立時期又は解散の原因を定めたときは、その時期又はその原因を記載しなければならない。

3 第一項第一号の事業には、試験研究の課題を明確に記載しなければならない。

(定款の変更)

第十条 定款の変更は、主務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 第八条第二項の規定は、前項の認可に準用する。

(規約)

第十一条 組合の運営に関し必要な事項は、定款で定めなければならないものを除き、規約で定めることができる。

2 組合は、前項の規約を設定し、変更し、又は廃止したときは、その日から二週間以内に、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

(事業計画及び収支予算)

第十二条 組合は、その成立の日の属する事業年度を除き、毎事業年度開始前に、その事業年度の事業

計画及び収支予算を作成し、主務大臣に届け出なければならない。

2 組合は、事業計画又は収支予算を変更したときは、変更の日から二週間以内に、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

(費用の賦課)

第十三条 組合は、定款で定めるところにより、組合員に組合の事業に要する費用を賦課することができる。

2 組合員は、前項の費用の納付について、相殺をもつて組合に対抗することができない。

(試験研究用固定資産の取得等について納付した費用に対する所得税又は法人税の課税の特例)

第十四条 主務大臣及び大蔵大臣は、組合に対し、その行なうとする試験研究が国民経済上重要なものであり、かつ、その取得し、又は製作しようとする機械及び装置(起重機等の搬送設備を含む。)並びに工具、器具及び備品(以下「試験研究用固定資産」という。)が当該試験研究のために必要なものである旨の承認をすることができ

る。

2 前項の承認を受けた組合が、前条第一項の規定により、その承認に係る試験研究用固定資産を取得し、又は製作するための費用を賦課する場合において、組合員がそ

昭和三十六年四月十八日 衆議院會議録第三十号 鉱工業技術研究組合法案

の費用を組合に納付したときは、その納付した費用については、租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)で定めるところにより、特別償却を行なうことができる。

(剰余金の処理)

第十五条 組合は、毎事業年度、剰余金を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、翌事業年度に繰り越さなければならぬ。

(準用)

第十六条 中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第八十一号)第二条(登記)、第四条第二項(住所)、第十一条、第十三条、第十八条、第十九条(第一項第四号及び第二項第一号を除く。)(組合員)、第二十七条、第二十八条、第三十条から第三十二条まで(設立、第三十五条(第五項を除く。))第三十五条の二から第三十六条の三まで、第三十七条第一項、第三十八条、第三十八条の二、第三十九条(第二項第三号を除く。)、第四十条から第四十五条まで(役員等)、第四十六条から第五十条まで、第五十一条第一項、第五十二条から第五十四条まで(総会)、第六十二条第一項及び第二項、第六十三条第一項、第三項及び第四

項、第六十四条から第六十六条まで、第六十八条第一項、第六十九条(解散及び清算)、第八十三条(第二項第三号及び第五号、第三項並びに第四項を除く。)、第八十四条、第八十五条、第八十六条第一項、第八十七条から第九十三条まで(登記)、第九十四条から第九十六条の二まで(雑則)並びに第九十五条第一号、第二号、第四号から第九号まで及び第十五号から第十九号まで(罰則)の規定は、組合に準用する。この場合において、同法第三十一条、第三十五条の二、第四十八条、第六十二条第二項、第六十三条第三項、第九十七条第三項及び第九十四条から第九十六条の二まで中「行政庁」とあるのは「主務大臣」と、同法第五十一条第一項第三号中「毎事業年度の収支予算」とあるのは「試験研究の実施計画並びに毎事業年度の収支予算」と、同項第四号中「経費」とあるのは「費用」と、同法第六十三条第四項中「第二十七条の二第四項から第六項まで」とあるのは「鉱工業技術研究組合法第八條第二項」と、同法第八十三条第一項中「第二十九条の規定による出資の払込」とあるのは「鉱工業技術研究組合法第八條第一項の認可」と、同法第九十二条第二項中「事業協同組合登記簿、事業協同小組合登記簿、

火災共済協同組合登記簿、信用協同組合登記簿、中小企業等協同組合連合会登記簿、企業組合登記簿及び中小企業団体中央会登記簿」とあるのは「鉱工業技術研究組合登記簿」と、同法第九十三条第二項中「書面並びに出資の総口数及び第二十九条の規定による出資の払込のあつたことを証する書面」とあるのは「書面」と読み替へるものとする。

(主務大臣)

第十七条 この法律における主務大臣は、通商産業大臣とする。ただし、組合の行なう試験研究の成果が直接利用される事業が他の大臣の所管に属するものであるときは、その事業を所管する大臣とする。

(罰則)

第十八条 第十六条において準用する中小企業等協同組合法第五十五条第二項若しくは第五十五条の四の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは隠蔽し、又は同条の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をした者は、三万円以下の罰金に処する。

2 組合の代表者又は代理人、使用人その他の従業者が、その組合の業務に關して前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、

その組合に対して同項の罰金刑を科する。

第十九条 組合が第十六条において準用する中小企業等協同組合法第六十六条第一項の規定による命令に違反したときは、その組合の理事は、一万円以下の罰金に処する。

第二十条 第四条第二項の規定に違反した者は、一万円以下の過料に処する。

第二十一条 次の場合には、組合の役員は、一万円以下の過料に処する。

- 一 第十一条第二項又は第十二条の規定に違反したとき。
- 二 第十五条の規定に違反したとき。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して三月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

2 この法律の施行の際現に技術研究組合という名称を用いている者は、この法律の施行後三月以内に、その名称を変更しなければならぬ。

3 第四条第二項の規定は、前項に規定する期間内は、同項に規定する者には、適用しない。

(登録税法の改正)

4 登録税法(明治二十九年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第十九条第七号中「中小企業団体中央会」の下に、「鉱工業技術研究組合」を、「中小企業団体の組織に關する法律」の下に、「鉱工業技術研究組合法」を加える。

理 由

鉱工業の生産技術の向上を図るため、これに關する試験研究を協同して行なうための組織として鉱工業技術研究組合を設け、その事業、設立手続、監督等について定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○議長(清瀬一郎君) 委員長の報告を求めます。商工委員会理事内田常雄君。

〔報告書は會議録追録に掲載〕

〔内田常雄君登壇〕

○内田常雄君 ただいま議題となりました鉱工業技術研究組合法案につきまして、商工委員会における審査の経過並びに結果の概要を御報告申し上げます。

わが国経済の伸長と貿易の自由化に對処して生産性の向上が望まれております今日、その基礎となる鉱工業の技

術水準を高めることは目下の急務であります。これがためには研究機関の充実が大切であることは申すまでもありません。しかるに、わが国の工業技術に対する研究投資は、国際的比較においてもはなだ僅少であるにもかかわらず、企業の乱立等により研究投資が分散し、あるいは試験研究が重複する傾向にある現状であります。

かかる実情にかんがみまして、研究投資の効率を高め、試験研究の重複等を避けるために、また、基礎的研究や各企業に直接の利益なき研究等、協同研究の必要が生じてきているのであります。現在、企業間における協同研究に適した組織が確立されておられません。そこで、今回、新たに法人格を有する工業技術研究組合という制度を設け、あわせて税制上の優遇措置を講じ、協同研究の推進をはからんとするの、この法律案の趣旨であります。

この法律案のおもなる内容は、組合の資金調達に原則として組合員の賦課金によるものとするが、組合員の議決権は平等であり、また、特定組合員の利益を目的とする運営を避けるものとして、組合への加入は制限可能としたこと、組合の設立並びに運営の監督を厳重にしてあること、また、剰余金の分配を禁止したこと等々の規定を定めたほか、組合の設立等に関する

多くの手続は中小企業等協同組合法を準用することとしております。

なお、組合に対する税制上の優遇措置については、租税特別措置法の一部を改正する法律によって特別償却等ができることとなっております。

本案は、去る二月二十二日当委員会に付託され、同月二十八日椎名通商産業大臣より提案理由の説明を聴取した後、科学技術振興対策特別委員会と連合審査会を開く等、慎重に審査を重ね、本日質疑を終了し、採決に付しましたところ、全会一致をもって可決すべきものと決した次第であります。

なお、本案については、各派共同提案により、技術研究投資の重要性、中小企業における協同研究促進の必要性などを強調する趣旨をもって附帯決議を付することにいたしました。その詳細は会議録に譲ります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(清瀬一郎君) 採決いたしました。

○議長(清瀬一郎君) 採決いたしました。御異議ございませんか。

〔異議なしと称する者あり〕

○議長(清瀬一郎君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告の通り可決いたしました。

○議長(清瀬一郎君) 本日は、これにて散会いたします。

午後一時二十五分散会

出席国務大臣

外務大臣 小坂善太郎君

通商産業大臣 椎名悦三郎君

出席政府委員

人事院事務総局 給与局長 瀧本 忠男君

総理府総務長官 藤枝 泉介君

文部政務次官 細川 彌三君

○朗読を省略した議長の報告

(法律公布案上及び通知)

一、去る十三日、次の法律の公布を奏上し、その旨参議院に通知した。

総理府設置法の一部を改正する法律

港灣法の一部を改正する法律

(政府委員承認)

一、去る十四日、清瀬議長は、池田内閣総理大臣申出の、次の者を第三十八回国会政府委員に任命することを承認した。

労働省 婦人 谷野 せつ 少年局長

一、去る十五日、清瀬議長は、池田内閣総理大臣申出の、次の者を第三十八回国会政府委員に任命することを承認した。

経済企画庁 総 大來佐武郎 合計局長

(政府委員命令通知受領)

一、去る十四日、池田内閣総理大臣から清瀬議長宛、去る十四日議長において承認した谷野せつを同日第三十八回国会政府委員に任命した旨の通知を受領した。

一、去る十五日、池田内閣総理大臣から清瀬議長宛、去る十五日議長において承認した大來佐武郎を同日第三十八回国会政府委員に任命した旨の通知を受領した。

(常任委員辞任)

一、去る十三日、議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

文教委員 野原 覺君

農林水産委員 足鹿 覺君

建設委員 淡谷 悠蔵君

建設委員 兒玉 末男君

議院運営委員 中澤 茂一君

議院運営委員 佐々木良作君

一、去る十四日、議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

文教委員 足鹿 覺君

農林水産委員 山花 秀雄君

建設委員 川俣 清吾君

建設委員 渡辺 惣蔵君

建設委員 廣瀬 正雄君

建設委員 前田 義雄君

建設委員 野原 覺君

建設委員 山中 吾郎君

建設委員 井堀 繁雄君

(常任委員補欠選任)

一、去る十三日、議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

文教委員 足鹿 覺君

農林水産委員 川俣 清吾君

建設委員 中澤 茂一君

建設委員 中澤 茂一君

議院運営委員 井堀 繁雄君

一、去る十四日、議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

文教委員 野原 覺君

農林水産委員 井伊 誠一君

農林水産委員 淡谷 悠蔵君

農林水産委員 堀 昌雄君

建設委員 前田 義雄君

建設委員 山花 秀雄君

建設委員 廣瀬 正雄君

建設委員 渡辺 惣蔵君

建設委員 足鹿 覺君

議院運営委員 佐々木良作君

(公聴会開会承認)

一、農林水産委員長から提出した次の公聴会開会承認要求に対し、議長は去る十三日これを承認した。

公聴会開会承認要求書

一、公聴会を開こうとする議案

農業基本法案(内閣提出第四四号)

農業基本法案(北山愛郎君外十一名提出、衆法第二号)

昭和三十六年四月十八日 衆議院會議録第三十号 朗読を省略した議長の報告

一、意見を聞こうとする問題

農業基本法案(内閣提出)及び

農業基本法案(北山愛郎君外

十一名提出)について

右によつて公聴会を開きたいから衆

議院規則第七十八条により承認を求

める。

昭和三十六年四月十二日

農林水産 坂田 英一
委員長

衆議院議長清瀬一郎殿

(議案提出)

一、去る十三日内閣から提出した議案は次の通りである。

商工会の組織等に関する法律の一部を改正する法律案

一、去る十四日議員から提出した議案は次の通りである。

農業生産組合法案(芳賀貢君外十一名提出)

一、昨十七日内閣から提出した議案は次の通りである。

農業災害補償法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案

産業地域振興臨時措置法案(議案受領)

一、去る十三日、予備審査のため衆議院から送付された次の議案を受領した。

酒に酔つて公衆に迷惑をかける行為の防止等に関する法律案

一、去る十三日、予備審査のため内閣から送付された次の議案を受領した。

社会福祉施設職員退職手当共済法案

一、去る十四日、予備審査のため衆議院から送付された次の議案を受領した。

学校図書館法の一部を改正する法律案

一、去る十五日、予備審査のため内閣から送付された次の議案を受領した。

建築基準法の一部を改正する法律案

一、昨十七日、予備審査のため内閣から送付された次の議案を受領した。

地方自治法の一部を改正する法律案

(議案付託)

一、去る十三日委員会に付託された議案は次の通りである。

政治テロ行為処罰法案(坪野米男君外八名提出、衆法第一六号)

法務委員会 付託

商工会の組織等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第一八〇号)

農工委員会 付託

公共用地の取得に関する特別措置法案(内閣提出第一七九号)

建設委員会 付託

一、去る十三日、予備審査のため衆議院から送付された議案は次の委員会に付託された。

酒に酔つて公衆に迷惑をかける行為の防止等に関する法律案(紅露みつ

君外二十四名提出、参法第一六号)(予)

地方行政委員会 付託

一、去る十三日、予備審査のため内閣から送付された議案は次の委員会に付託された。

社会福祉施設職員退職手当共済法案(内閣提出第一八一号)(予)

社会労働委員会 付託

一、去る十四日、予備審査のため衆議院から送付された議案は次の委員会に付託された。

学校図書館法の一部を改正する法律案(矢嶋三義君外六名提出、参法第一七号)(予)

文教委員会 付託

一、去る十五日、予備審査のため内閣から送付された議案は次の委員会に付託された。

建築基準法の一部を改正する法律案(内閣提出第一八二号)(予)

建設委員会 付託

一、昨十七日委員会に付託された議案は次の通りである。

農業災害補償法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第一八三号)

農林水産委員会 付託

産業地域振興臨時措置法案(内閣提出第一八四号)

農工委員会 付託

一、昨十七日、予備審査のため内閣から送付された議案は次の委員会に付託された。

地方自治法の一部を改正する法律案(内閣提出第一八五号)(予)

地方行政委員会 付託

(議案送付)

一、去る十三日参議院に送付した内閣提出案は次の通りである。

失業保険法の一部を改正する法律案

郵便振替貯金法の一部を改正する法律案

新技術開発事業団法案

一、去る十三日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

政治テロ行為処罰法案(坪野米男君外八名提出)

(議案通知)

一、去る十三日、次の内閣提出案(参議院回付)に対する参議院の修正に同意した旨参議院に通知した。

総理府設置法の一部を改正する法律案

港灣法の一部を改正する法律案(答弁書受領)

一、去る十四日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員片島港君提出占領軍の行為による被害者の遺族に対する補償に関する質問に対する答弁書

占領軍の行為による被害者の遺族に対する補償に関する質問主意書

書

右の質問主意書を提出する。

昭和三十六年四月六日

提出者 片島 港

衆議院議長清瀬一郎殿

占領軍の行為による被害者の遺族に対する補償に関する質問主意書

意書

占領軍の命令により昭和二十一年三月十四日、宮崎県細島沖において旧日本軍隊の使用した爆弾を海中に投下作業中、暴発により爆死(警察官一名を含む)した十名の被害者の遺族に対する補償について、昭和二十九年に至り一名に対し五万三千元を支給されたが、遺族は右の補償裁定期を不十分として再三にわたり十分なる補償の申請を行なつて

いる。

右の補償については、再裁定の上、補償額を増額すべきではないか。

右質問する。

昭和三十六年四月十四日

内閣総理大臣 池田 勇人

衆議院議長清瀬一郎殿

衆議院議員片島港君提出占領軍の行為による被害者の遺族に対する補償に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員片島港君提出占領軍の行為による被害者の遺族に対する補償に関する質問に対する答弁書

答弁書

御質問の被害者については、警察官一名を除く九名に対し、昭和二十一年五月閣議決定、及び昭和二十七年五月閣議了解に定める基準により、それぞれ六万三千円の死亡見舞金を支給している。

しかしながら、その後、これらの被害者をも含め実態調査を行なつた結果、特に占領期間前期に属する被害者の救済は十分とはいひ得ないものもあると思料されたので、立法措置によりこれを救済することとし、今国会に關係法律案「連合国占領軍等の行為等による被害者等に対する給付金の支給に関する法律案」を提出している次第であつて、御質問の被害者の遺族についても、この法案の成立をまつて措置いたしたい所存である。

右答弁する。

衆議院會議録第二十八号中正誤

ペシ段 行 誤 正

五三 一 五 刀物規制 刀物規制

五〇 三 終り 反對論 反對討論

衆議院會議録第二十九号中正誤

ペシ段 行 誤 正

五三 三 七 同一時限 同一次元

五五 二 終り 修正 修正案

五五 一 五 第七條第一 附則第七條第一項

昭和三十六年四月十八日 衆議院會議録第三十号 朗読を省略した議長の報告

昭和三十六年四月十八日 衆議院會議録第三十号

六〇八

明治三十五年第三種郵便物認可
三月二十一日

定價 一部 十五円
(但し其重紙は二十円)

(郵送料別)

発行所

東京都新宿区市谷本村町一五
大藏省印刷局
電話九段四三三―三三官報課